

あかしこども財団

子どもの居場所づくり事業助成金

事務手引き

—2021年度10月改訂版—

もくじ

1. あかしこども財団子どもの居場所づくり事業助成金の概要

- (1) 目的
- (2) 助成対象要件 P 1～P 4
- (3) 子どもの居場所づくり事業助成金の内容

2. 事務手続きの流れ

- (1) こども食堂の計画
- (2) 開設の準備
- (3) こども食堂の開催 P 5～P 6
- (4) 活動の報告
- (5) こども食堂活動記録の確認

3. Question & Answer

- (1) 助成対象要件について
- (2) 助成内容について P 7～P 16
- (3) 助成対象経費について
- (4) その他
- (5) テイクアウト・デリバリーについて

1. あかしこども財団子どもの居場所づくり事業助成金の概要

(1) 目的

明石市では、孤食や経済的理由を問わず、市内すべての子どもを対象に、食を通じた学習や遊びの場としての居場所作りを行うと共に、地域のあらゆる世代とつながり、また、必要な支援機関につなげる「気づきの拠点」としてのこども食堂の開設を進めています。

あかしこども財団では子どもが集まりやすい市内 28 小学校区のこども食堂の開設・運営を支援するため、この助成金を交付いたします。

(2) 助成対象要件

以下の要件すべてを満たす団体に助成します。ただし、テイクアウト・デリバリー型は別の基準を適用します。

- ① 明石市内でこども食堂を開設すること。
- ② 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- ③ 概ね月 1 回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。
- ④ 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。
- ⑤ 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムを考えられていること。
- ⑥ 地域に開かれた運営がなされること。
- ⑦ 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- ⑧ 子どもたちの情報を適切に管理すること。

ただし、下記に該当する場合は、助成対象とはなりません。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 特定の政治的主張の普及を目的とする事業
- ③ 特定の宗教の利害に関する事業
- ④ 暴力団等の反社会的勢力と関係ある、または関係の疑いがある個人や法人、団体が関係する事業

テイクアウト・デリバリー型のこども食堂実施基準

1. 助成金の交付要件（以下の全てを満たす必要があります）
 - (1) 明石市内で、現在または、過去に一度以上あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の交付を受けて、3回以上または3か月以上継続した実施をしていること。
 - (2) 運営スタッフが調理および、食事の提供を実施すること。
 - (3) 小学生を含む子どもを対象とした食事の提供を無料で行うこと。
 - (4) 朝ご飯、昼ご飯、夜ご飯といった1食を、栄養バランスに配慮して提供すること。
 - (5) 調理時および配布・配達時においては、3密を避けるなど感染症対策を実施し、混雑した状況を作り出さないよう安全に配慮すること。
 - (6) あかし保健所の示している「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」を参考に、食品衛生に十分に配慮すること。
 - (7) 事業者が実施される場合は、営業時間外に行うこと。
 - (8) お弁当の食数に応じた、一定以上の運営スタッフを確保できること。
 - (9) 個人情報を適切に管理し、この事業の実施に伴う事務以外には使用しないこと。
2. 実施における留意事項
 - (1) 「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」の中で、下記のこととは特に注意してください。
 - ① 検食を行い、3日以上冷凍で保存すること。
 - ② 相手方に手渡しを行うなど、確実に渡るようにすること。また、配達記録を残すこと。
 - ③ 食事の提供後はすぐに食べ、余ったら廃棄するなど時間が経ってから食べることがないように手紙等を添付し注意喚起を行うこと。
 - ④ 温度管理に注意し、調理完了時から盛り付けまでは冷蔵保存し、食事の提供時にはできるかぎり涼しい場所で保管すること。
 - (2) テイクアウト・デリバリー型に対応し、かつ、食中毒に対応した保険に加入すること。
3. その他
テイクアウト・デリバリー型は暫定的な制度とし、食事型または市販品型のこども食堂が開催できない場合に実施するものとします。

(3) こどもの居場所づくり事業助成金の内容

① 助成金の種類

運営助成：開催1回につき助成します。

特別助成：1年度に1回、原則備品の購入費用として助成します。

衛生管理助成：食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分を助成します。

専門職連携助成：事前に届け出いただき、開催1回につき専門職の方への謝礼実費相当額として5,000円を上限に助成します。

助成金の種類	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円	30,000円
特別助成（1年度に1回）	50,000円	30,000円	50,000円
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	上限8,000円（1人当たり）		
専門職連携助成（1回につき）	上限5,000円（1回の開催当たり）		
1年度の限度額	1,300,000円		

運営団体が、営業許可を取得しており、主に飲食業を営む団体・個人の方に対しては下記の表の通りに助成します。

助成金の種類	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	10,000円		15,000円
特別助成（1年度に1回）	20,000円		
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	—		
専門職連携助成（1回につき）	上限5,000円（1回の開催当たり）		
1年度の限度額	650,000円		

② 食事の提供方法

A. 食事型

運営されるみなさまが朝・昼・夜ご飯として、調理をして食事を提供される場合、または参加者と一緒に調理をして、食事をされる場合。ただし、手作りであってもお菓子の提供は、Bの市販品型の区分となります。

B. 市販品型

運営されるみなさまがパンやお菓子、お弁当といった市販品を提供し、参加者へ提供される場合。

C. テイクアウト・デリバリー型

運営されるみなさまが手作りのお弁当による食事の提供を行い、可能な範囲で子どもたちの見守りを行う場合。

※上記を組み合わせて例えば、普段は朝・昼・夕食の手作りの食事を提供し、学校が長期休みの間は市販品やテイクアウト・デリバリー型にて食事を提供するということも可能です。

2. 事務手続きの流れ

(1) こども食堂の計画

こども食堂をどんな形で開設するのか、場所や時間、定員、メニュー、スタッフの確保、地域への広報についてなど、地域の人を巻き込みながらしっかり話し合いましょう。

参考：こども食堂ガイドブック

(2) 助成金の申請

計画書が出来たら、助成金を申請しましょう。

提出書類

- こども食堂運営者情報（様式第1号）
- こども食堂計画書（様式第2号）
- こども食堂開催予定表（様式第2号別紙）
- こどもの居場所づくり事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）

※開催日時に変更がある場合は、隨時こども食堂開催予定表（様式第2号別紙）をご提出ください。

※開催回数を増やす場合はこども食堂開催予定表（様式第2号別紙）及びこどもの居場所づくり事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）をご提出ください。

(3) 申請内容の審査

助成対象要件と照らし合わせながら、1年以上継続的に実施できるかを審査します。

審査後、助成金については交付決定をして、概ね1か月を目安にお支払いします。

(4) こども食堂の開催

安全・衛生管理に気をつけて開催してください。

こども食堂活動記録（様式第6号）に忘れずに様子を記載しましょう。

かかった経費についてはメモを取り、領収書やレシート等も保管しておきましょう。

(5) 活動の報告

3月のこども食堂開催後に提出をお願いします。

提出書類

- こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書（様式第4号）
- こども食堂実施報告書（様式第5号）
- こども食堂活動記録（様式第6号）
- 収支記録（様式第6号別紙）

開催回数の変更等により、未開催や、助成金の残額が生じた場合は返還いただきます。

※食品衛生責任者養成講習会を受講された方がいる場合は修了証の写しと領収書を提出ください。

※レシートや領収書等の提出は求めませんが、手元に保管しておきましょう。

(6) こども食堂活動記録の確認

提出いただいた報告について、収支記録と合わせて、内容を確認いたします。

3. Question & Answer

① 助成対象要件について (P 9~P 10)

- Q 1 運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？
- Q 2 運営スタッフは何人必要ですか？
- Q 3 毎月 1 回以上開催しなければなりませんか？
- Q 4 子どもの最低参加人数はありますか？
- Q 5 校区外の子どもの参加は認められますか？
- Q 6 食事以外のプログラムは必要ですか？
- Q 7 安全面は特に何がポイントですか？
- Q 8 こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？

② 助成内容について (P 10~P 12)

- Q 9 助成金の残金が発生した場合どうすれば良いですか？
- Q 10 開催中止や、食品衛生責任者養成講習会に参加できなかった分も翌年度に積み立てることができますか？
- Q 11 翌年度に積み立てができる金額に上限はありますか？
- Q 12 食事型、市販品型とテイクアウト・デリバリー型を合わせて開催する場合、特別助成金はどうなりますか？
- Q 13 どこまで手作りしないといけませんか？
- Q 14 特別助成は毎年助成されますか？
- Q 15 備品の購入で上限額はありますか？
- Q 16 上限額は運営助成に対してあるのですか？
- Q 17 専門職連携助成の対象となる専門職とはどんな方ですか？
- Q 18 専門職の方には何をしてもらえば良いですか？
- Q 19 運営スタッフ内に既に専門職の方がいる場合は助成の対象となりますか？

③ 助成対象経費について (P 12~P 13)

- Q 20 運営助成の経費はどういうものが認められますか？
- Q 21 特別助成の経費はどういうものが認められますか？
- Q 22 当てはまる費目がない場合はどうすればよいですか？
- Q 23 特別助成は備品のみしか購入できませんか？
- Q 24 運営費で備品を購入しても良いですか？

④ その他 (P 13~P 15)

- Q 25 子どもの参加料は無料にしなければなりませんか？
- Q 26 「明石市」を対象地域に大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪、雷の気象警報（特別警報含む）のいずれかが発表された場合の対応はどうしたら良いですか？
- Q 27 気象警報の発令により中止した場合の準備にかかったお金はどうしたら良いですか？
- Q 28 アレルギー対応は必要ですか？
- Q 29 営業許可を取る必要がありますか？
- Q 30 保険の加入は必要ですか？
- Q 31 長期休みの間は開催場所を替えるといったことはできますか？

- Q 3 2 子ども会など特定の子どもを対象として開催しても良いですか？
Q 3 3 チラシ作成時に注意すべき事項は何ですか？
Q 3 4 こども食堂の写真をSNS等に掲載しても良いですか？
Q 3 5 食事の際に感染症が不安ですが、何か対策はありますか？

⑤ テイクアウト・デリバリーについて（P15～P16）

- Q 3 6 お弁当を提供する対象は子どもだけですか？
Q 3 7 子どもたちの対象校区はどこまでですか？
Q 3 8 作った食事を別の場所で配布する際の注意点は？
Q 3 9 調理時の注意点は？
Q 4 0 何食のお弁当を用意したら良いですか？
Q 4 1 お弁当はすべて手作りしないといけないですか？
Q 4 2 サンドウィッチ等もお弁当に入りますか？
Q 4 3 1日に、朝ご飯、昼ご飯、夜ご飯の提供を行ったとき、回数はどうなりますか？
Q 4 4 食事型を実施しながら、お弁当を子どもたちに持って帰ってもらった場合、助成金はどうなりますか？

① 助成対象要件について

Q 1 運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？	<p>全員が明石市民である必要はありません。</p> <p>➤ 地域の子どもを対象とする事業なので地域の住民にも運営に関わってもらえるようにしましょう。</p>
Q 2 運営スタッフは何人必要ですか？	<p>子どもの参加人数にもよりますが、最低 5 人程度は必要と考えられます。</p> <p>➤ これは運営にあたって、調理、子どもたちとの遊びや学習支援、地域への広報、会計などを無理なく分担できるようにするためです。</p>
Q 3 毎月 1 回以上開催しなければなりませんか？	<p>概ね月に 1 回の開催をお願いします。</p> <p>➤ 気づきの拠点の機能も併せ持つことや、子どもたちへの周知のためにも定期開催が望まれます。</p>
Q 4 子どもの最低参加人数はありますか？	<p>最低参加人数に定めはありません。</p> <p>➤ 自治会内の回覧を活用したり、学校へのチラシを配ったりするなど、地域へ広く広報を行った上で開催するようにしましょう。</p>
Q5 校区外の子どもの参加は認められますか？	<p>原則校区内の子どもを対象としてください。</p> <p>➤ ただし、定員に空きがある場合やこども食堂が校区境にある場合等は、保護者の方の了解を得たうえで、ご判断ください。</p>
Q 6 食事以外のプログラムは必要ですか？	<p>食事以外のプログラムもお願いします。</p> <p>➤ 食事を調理実習という形で一緒に作って学んだり、遊びや勉強ができたり、食事の提供だけではない、子どもの居場所となるようにしましょう。</p>
Q 7 安全面は特に何がポイントですか？	<p>例えば、施設の広さや子どもの行きかえり途上、食中毒、食品アレルギー、災害です。</p> <p>➤ 施設の安全性や、子どもの送り迎えをどうするか、アレルギー対策の有無の明示などを検討してください。（食中毒対策については、運営ガイドブックを参考にしてください。）</p> <p>➤ 地震や不審者が現れた際など、もしもの時に備えて、会場の避難経路や避難手順、避難場所を運営者間で確認するようにしましょう。</p>

Q 8 こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？	<p>こども食堂が多い場合あるいは日程が重なる場合は、他の校区での開設をお願いする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ こども食堂が少ない地域での開催をお願いいたします。なお、各小学校区により事情が異なりますので、まずは事前に財団までご相談ください。
---	---

② 助成内容について

Q 9 助成金の残金が発生した場合どうすれば良いですか？	<p>① 每月の助成金に残額が発生した場合は、次回以降の運営費に充ててください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切に管理して、こども食堂の運営費にのみご活用ください。 ➤ 開催回数を増やしていただくこともできます。 <p>② 年度末の助成金の残額については原則返還をお願いします。</p>
Q 10 開催中止や、食品衛生責任者養成講習会に参加できなかつた分も翌年度に積み立てることができますか？	<p>開催されない場合や不参加の場合の助成金については、積み立てができませんので、年度末に精算し、返還いただきます。</p> <p>※台風等による突発的な中止の際についてはQ 27を参照してください。</p> <p>※開催の延期や予定日の変更はできます。</p>
Q 11 翌年度に積み立てることができる金額に上限はありますか？	<p>翌年度に積み立てられる上限は、50,000 円です。50,000 円を超える分は返還ください。</p>
Q 12 食事型、市販品型、テイクアウト・デリバリー型を合わせて開催する場合、特別助成金はどうなりますか？	<p>年間を通じて主に開催する内容が食事型またはテイクアウト・デリバリー型か、市販品の提供かで交付額を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1年間で食事型またはテイクアウト・デリバリー型の提供の回数が多ければ、50,000 円を交付し、市販品の提供の回数が多ければ 30,000 円を交付します。
Q 13 どこまで手作りしないといけませんか？	<p>食事全体を見て、手作りが含まれていて、朝・昼・夜ご飯の時間に食事として提供される場合は食事型の提供とみなします。</p> <p>一方で、朝・昼・夜ご飯の時間以外におやつとして提供される場合は、手作りであっても市販品型とみなします。</p>

<p>Q 1 4 特別助成は毎年助成されますか？</p>	<p>特別助成は1年度に1回に限り助成します。</p> <p>➤ ただし、その年の1月以降に交付された場合は、翌年度に交付せず、その次の年度から交付します。 例えば、2021年4月～12月に交付⇒2022年度 <u>○交付</u> 2022年1月～3月に交付⇒2022年度 <u>×交付</u>、2023年度<u>○交付</u></p>
<p>Q 1 5 備品の購入で上限額はありますか？</p>	<p>交付している特別助成金額の範囲内で購入ください。</p> <p>➤ 食事型なら50,000円、市販品型なら30,000円が上限です。 ※上限を超える備品の購入をされたい場合は、事前に財団までご相談ください。</p>
<p>Q 1 6 上限額は運営助成に対してあるのですか？</p>	<p>運営助成・特別助成・衛生管理助成・専門職連携助成すべての合計での上限額となります。例えば、</p> <p>①食事型を月2回開催した場合 運営助成 20,000円×24回=480,000円 特別助成 50,000円 衛生管理助成 8,000円×5名=40,000円 合計 570,000円<上限 1,300,000円 助成額は570,000円となります。</p> <p>②食事型を月2回、テイクアウト・デリバリー型を月2回開催した場合 運営助成 20,000円×24回（月2回）=480,000円 30,000円×24回（月2回）=720,000円 特別助成 50,000円 衛生管理助成 8,000円×5=40,000円 専門職連携助成 5,000円×4人=20,000円 合計 1,310,000円>上限 1,300,000円 助成額は1,300,000円となります。 ※上限額の助成とはなりますが、上限額を越える回数のことも食堂を開催していただいても構いません。</p>
<p>Q 1 7 専門職連携助成の対象となる専門職とはどんな方ですか？</p>	<p>助成対象は、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師等の専門的な資格を有し、活動実績のある方とします。</p> <p>専門職の方の情報や、実地における活動内容について別途事前に届け出をお願いします。</p>

Q 1 8 専門職の方には何をしてもらえば良いですか？	運営スタッフとは異なり、外部から客観的に子どもの見守りや保護者を含む相談対応の実施を想定しています。 実施後には運営スタッフへ子どもや保護者への対応方法を運営者にフィードバックをしていただき、運営の向上に努めたいと考えています。
Q 1 9 運営スタッフ内で既に専門職の方がいる場合は助成の対象となりますか？	対象となりません。 これは、Q 1 8 にもありますが、外部から客観的な目として参加いただき、専門性を発揮いただくことで、子どもたちへの様子から新たに気づき、フィードバック等を通して運営スタッフのスキルアップにつなげることを目的としているためです。

③ 助成対象経費について

Q 2 0 運営助成の経費はどういうものが認められますか？	食材費	食材の購入にかかる経費
	消耗品費	使い捨てのエプロンやマスク、食器、その他調理用品等や、子どもの遊び道具等の経費など、1万円未満のもの
	使用料	貸室利用料や機材借用に係る経費 電気、ガス、水道やエアコンの使用にかかる経費
	保険料	ボランティア行事用保険等の経費
	印刷費	ポスターやチラシの印刷費等の経費
	謝礼金	ボランティアへの謝礼や講師への謝礼金等の経費 ※ボランティアへの謝礼は基準を作り、内部で合意を得るようになります。 ※助成額全体に占める謝礼金の割合が過度なものとならないようにしてください。
	通信費	電話代やF A X、切手代等の経費
	旅費	研修等への参加交通費
	その他	理事長が必要と認める経費

Q 2 1 特別助成の経費はどういうものが認められますか？	備品購入費等	1つの価格が1万円以上の物品（合計ではありません） ※備品とは機械器具等その性質、形状を変えることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもの。
	その他	理事長が必要と認める経費
Q 2 2 当てはまる費目がない場合はどうすればよいですか？		費目を追加していただく場合がございますので、財団までご相談ください。
Q 2 3 特別助成は備品のみしか購入できませんか？		運営費に充てていただいて構いません。 ➤ 備品の購入だけでなく、運営にかかる食材や食器等の費用に充てていただいて構いません。
Q 2 4 運営費で備品を購入しても良いですか？		備品を購入していただいて構いません。 ➤ 特別助成も含め、備品購入に充てていただいて構いません。ただし、特別助成額を超える高額な備品を購入するために運営費を抑えるということは、運営助成の本来の趣旨と異なるため、やめてください。

上記の他、対象となるかわからないものがあればあかしこども財団までお問い合わせください。

④ その他

Q 2 5 子どもの参加料は無料にしなければなりませんか？	子どもの参加料は無料としてください。 ➤ 参加する子どもたちの食事代を含めた運営経費の助成となります。 ➤ 大人の参加費について特に定めはありません。
Q 2 6 「明石市」を対象地域に大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪、雷の気象警報（特別警報含む）のいずれかが発表された場合の対応はどうしたら良いですか？	<p>① 開催当日に警報が発令されている場合</p> <p>➤ 開催の<u>4時間前</u>になっても警報が解除されていない場合、こども食堂の中止を決定し、参加予定の子どもの保護者に連絡するなど必要な対応をお願いします。</p> <p>なお、開催当日、気象予報等により警報の解除が見込めない場合は、4時間前に限らず、ご判断をお願いします。</p> <p>② 開催前日の段階において、当日に警報等の発令が予想される場合</p> <p>運営者の方でこども食堂の開催についてご判断いただきますが、原則、中止の方向でお願いします。</p>

<p>Q 2 7</p> <p>気象警報の発令により中止した場合の準備にかかったお金はどうしたら良いですか？</p>	<p>助成の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食材の準備等で掛かった費用については助成金の対象といたしますので、中止となった場合は、あかしこども財団までご連絡ください。
<p>Q 2 8</p> <p>アレルギー対応は必要ですか？</p>	<p>アレルギー対応をするかどうかの判断は運営者の方にお任せいたします。対応の有無はチラシ等に明記いただきますようお願いします。</p>
<p>Q 2 9</p> <p>営業許可を取る必要がありますか？</p>	<p>営業許可が不要となる場合がありますが、保健所の指針に基づき届け出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ あかし保健所の出している「福祉目的事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づき、市内で福祉目的に行われる事業においては営業許可が不要となりました。ただし、別途保健所に届け出が必要となります。 ➤ また、あかし保健所が出している「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」に基づき衛生管理に気を付けて運営をお願いいたします。
<p>Q 3 0</p> <p>保険の加入は必要ですか？</p>	<p>必ず加入をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 万が一に備え、物損や食中毒にも対応した保険に加入してください。加入する保険に指定はありません。
<p>Q 3 1</p> <p>長期休みの間は開催場所を替えるといったことはできますか？</p>	<p>開催場所の変更は可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前にあかしこども財団への相談のうえで、子どもの参加が十分に見込まれるような広報が条件となります。
<p>Q 3 2</p> <p>子ども会など特定の子どもを対象として開催しても良いですか？</p>	<p>地域のすべての子どもの居場所となるような運営をお願いします。</p>
<p>Q 3 3</p> <p>チラシ作成時に注意すべき事項は何ですか？</p>	<p>チラシを作成される際には、「運営ガイドブック」のチラシサンプルを参考にしつつ下記のことをご記載ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業名、「明石市こどもの居場所づくり事業」とチラシのどこかわかりやすいところに記載ください。 ➤ アレルギーの対応の有無についても記載ください。

<p>Q 3 4 子ども食堂の写真をSNS等に掲載しても良いですか？</p>	<p>参加者の情報は苦情のもととなるため、むやみに他の人へ教えたり、SNS等で発信したりしないようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 写真をSNSや広報紙等に掲載する場合は、子どもだけではなく、必ず保護者の許可を得るようにしましょう。
<p>Q 3 5 食事の際に感染症が不安ですが、何か対策はありますか？</p>	<p>コロナ禍においては、その場で食事をせずに、お弁当として子どもが持ち帰る運用も可能です。また、お弁当に限らず、お菓子等の軽食でも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食事をする場合でも、机の配置や距離確保の工夫等により、一定の対策ができます。実際に行っている他の子ども食堂の事例を提供しますので、ご相談ください。 ➤ 持ち帰る場合は別途保険の対応が必要な場合がございますので、加入されている保険の内容をご確認ください。

⑤テイクアウト・デリバリーについて

<p>Q 3 6 お弁当を提供する対象は子どもだけですか？</p>	<p>子どもを対象にしつつ、地域の高齢者や障がい者等にも提供していただいて構いません。その場合の料金設定は運営者にお任せいたします。</p>
<p>Q 3 7 子どもたちの対象校区はどこまでですか？</p>	<p>原則お弁当を配布する場所における小学校区内の子どもたちを対象としてください。 ただし、個別の事情に応じての対応は、安全に配慮していただければ、構いません。</p>
<p>Q 3 8 作った食事を別の場所で配布する際の注意点は？</p>	<p>作った場所以外での配布も可能ですが、配布場所での調理等はしないでください。また、運搬時は温度管理に注意し、時間が経ち過ぎないこと、異物が入らないように蓋をするなどしてください。 配布場所の指定はありませんが、3密にならないように、混雑しないような対策を取ってください。</p>
<p>Q 3 9 調理時の注意点は？</p>	<p>サラダなども熱を加えるなど、生野菜等の生ものの提供はしないでください。</p>

Q 4 0 何食のお弁当を用意したら良いですか？	特に決まりはありませんが、子どもだけで10食以上は提供できるように準備をお願いします。
Q 4 1 お弁当はすべて手作りしないといけないですか？	できる限り手作りのものを提供してください。一部市販品を入れる場合は、賞味期限を確認した上で入れてください。
Q 4 2 サンドウィッチ等もお弁当に入りますか？	朝ご飯、昼ご飯、夜ご飯の区分として、栄養バランスに配慮し1食となる食事になるようにしてください。お菓子の提供のみはやめてください。
Q 4 3 1日に、朝ご飯、昼ご飯、夜ご飯の提供を行ったとき、回数はどうなりますか？	朝ご飯・昼ご飯・夜ご飯ごとに、メニューを変えている場合は、それぞれ1回とカウントすることも出来ます。
Q 4 4 食事型を実施しながら、お弁当を子どもたちに持って帰ってもらった場合、助成金はどうなりますか？	<p>食事型として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食事型または市販品型のこども食堂を開催できない場合で、テイクアウト・デリバリー型のこども食堂を開催される場合は、テイクアウト・デリバリー型の助成をします。 ➤ 食事型においてテイクアウトやデリバリーも実施する場合は、テイクアウト・デリバリー型の実施基準を守って開催をお願いします。



一般財団法人あかしこども財団

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

西日本こども研修センターあかし内

TEL : 078-920-9670

FAX : 078-920-9671

Mail : info@akashi-kodomo-zaidan.jp